

学外の方の利用について

当館ホームページにアクセスしていただき、ありがとうございます。当館は、本学の教授内容である産業情報・食物栄養・幼児教育などの蔵書を多数所蔵しています。少しでも皆様のお役にたてるよう、できる限りの資料提供をしていきたいと存じます。

どうぞご来館ください。

なお、現在は新型コロナウイルス感染拡大予防のため、2020年3月10日（火）より当面の間、学外の方の利用を一時停止させていただいております。ご迷惑をおかけしておりますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

利用できる方

原則として満18歳以上で、当館所蔵資料を利用し、学術に関わる調査、研究又は学習を目的とする方が対象です。当館所蔵資料の使用を主目的としない自習など、場所のみが主な利用は固くお断りします。

※図書館以外の場所は、関係者以外立ち入り禁止です。

利用できる時間

月曜日～金曜日（祝日を除く）の9:00～17:00に限りです。その他の時間は、開館していてもご利用いただけませんので、ご了承ください。

利用できる範囲

学外の方が利用できる範囲は、館内にある資料の利用（閲覧・貸出・複写のみ）に限りです。

来館時ご用意いただきたいもの

利用するには利用証、又は身分証明書等（運転免許証やマイナンバーカード等）のカウンターでの提示が必要です。

入館手続

【利用証をお持ちの方】

図書館に来館されたらすぐにカウンターで利用証を提示し、所定のファイルに来館時間と利用者IDをご記入ください。

【利用証をお持ちでない方】

図書館に来館されたらすぐにカウンターで身分証明書を提示のうえ、所定の入館手続を行ってください。

※身分証明書を提示できない方は利用をお断りいたします。

利用証の発行

本館では図書の貸出を希望される方に「利用証」の発行をいたしております。

【利用証を発行できる方の条件】

18歳以上の方（高校生を除く）

【利用証交付申請方法】

(1) カウンターに運転免許証やマイナンバーカード等身分が証明できるものをお持ちの上、その旨職員にお申し付けください。

(2) 「会津大学短期大学部附属図書館利用申請書」に必要事項をご記入願います。利用許可者には後日利用証を発行いたします。

(3) 利用証は交付時からその年度の3月末日まで有効です。

【利用証取り扱いの注意】

(1) 入館に際しては、必ず「利用証」を携帯し、入館の時にカウンターに提示してください。

(2) 利用証は、本人のみが使用できます。他の人に貸したりしないようにお願いします。

(3) 申請事項に変更が生じたり、利用証を紛失又は損傷した場合は、速やかにカウンターまでお申し出ください。

(4) 図書館利用の必要が無くなった場合は、直ちに利用証を返却してください。

閲覧

館内にある図書・雑誌等が自由にご覧になれます。なお、閲覧の際は**閲覧スペース**もしくは**ブラウジングコーナーの机椅子**をご利用ください。**学習スペース**や**Seminar Room**は**学内の学生・教職員限定スペース**となっておりますので、ご利用になれません。ご了承ください。

[案内図はこちら](#)

貸出

一般図書5冊以内、2週間以内で、館内に備付けの図書を借りることができます。

ただし、雑誌・指定図書・多読用図書・禁帯出図書は除きます。これらは館内でご覧ください。なお、貸出期間内に電話等でご連絡いただければ、最長1ヶ月まで貸出できます。

複写

館内にはコイン式のセルフサービスのコピー機が一代設置されております。**白黒印刷1枚10円、カラー印刷1枚50円（A3サイズは1枚80円）**で、10円・50円・100円・500円硬貨が使えます。

ご利用の際は、小銭をご用意願います。また、おつりを取り忘れないよう、ご注意ください。

1. 図書館カウンターに備え付けの「文献複写申込書」に必要事項をご記入の上、カウンターにご提出ください。
2. コピー機のコイン投入口にお金を投入してください。
3. コピー機のカバーを開け、コピーする書類を印刷面が下になるよう左上角に寄せてセットし、用紙の大きさ、印刷の濃さ等を選択し、【カラースタート】または【白黒スタート】を押して印刷してください。



注意！ 図書館資料を複写できるのは、複写物の一部を一人一部のみです。

(著作権法第31条)。申込みによる著作権に関する一切の責任は、申込者が負うこととなります。

利用上の注意

- (1) 図書館資料の閲覧・貸出以外の目的での利用はご遠慮願います。
- (2) 館内は、飲食禁止、禁煙です。
- (3) 館内へのパソコンの持ち込み、携帯電話での通話は禁止しております。
- (4) 図書館資料及び館内機器その他の施設を汚損、破損しないでください。
- (5) 図書館職員の許可なく館内で撮影又は録音を行わないでください。
- (6) 他の利用者の迷惑にならないようにご利用ください。